

奄美市告示第115号の2

つなぐ未来へ奄美「観光×環境保全」促進事業助成金交付要綱を次のように定めた。

令和4年4月26日

奄美市長 安田 壮平

つなぐ未来へ奄美「観光×環境保全」促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内における新たな環境保全の担い手として、事業者が奄美大島を訪れる旅行者へ向けた取り組みを行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内でつなぐ未来へ奄美「観光×環境保全」促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とし、市長が別に定める募集要項に基づく審査を通過したものとする。

- (1) 奄美大島を訪れる旅行者を担い手とした、直接的に環境保全に資する取り組みで、創意と工夫に富み、かつ、持続可能な事業
- (2) 地域活性化や環境保全に対する新たな取り組みとして、他のモデルとなるような先駆的で創造的な事業

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
 - (2) 市税その他本市に納付すべき債務を滞納している者
 - (3) 奄美市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続きの申し立てをしている者又は申し立てをされている者
 - (6) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員の者。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為をする者
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体
 - (8) その他助成金を交付することについて、市長が適当と認めない団体
- (助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成金交付の対象経費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象経費	助成率	助成金額
大規模事業	8/10以内 本事業にて構築する環境保全に直接資する取り組み分に係る経費	助成対象経費の8/10以内の額（千円未満の端数は、切捨て）ただし、150万円を上限とする。
小規模事業	8/10以内	助成対象経費の8/10

	<p>本事業にて構築する環境保全に直接資する取り組み分に係る経費</p>	<p>以内の額（千円未満の端数は、切捨て）ただし、50万円を上限とする。</p>
--	--------------------------------------	--

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による助成対象経費と同一の経費について、本市から他の助成を受けている場合は、助成対象経費としないものとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、助成金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 市税等納付確認申請書兼同意書
- (3) 事業の実施体制
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定）

第6条 市長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに、助成金の交付を決定し、助成事業者に対し、助成金交付決定通知書を交付するものとする。

2 助成金の交付に当たり、市長は、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効果の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(2) 市長は、助成事業者が前号の財産を市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(3) 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効果の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他市長が別に定める関係書類を整備保管しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受けた助成事業者は、決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議して申請を取り下げることができる。

(助成対象事業の内容等の変更)

第8条 助成事業者は、決定通知を受けた事業内容について、次の各号のいずれかに該当する変更要件を生じたときは、助成金変更申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 助成事業に要する経費の20パーセントを超える増減

(2) その他市長が必要と認める変更要件

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の承認は、変更承認のみを行う場合は助成金変更承認通知書により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は助成金変更交付決定通知書により行うものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対して、事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、事業が完了したときは、30日以内に助成金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) 経費の支出を証する書類の写し
- (3) 事業実施中の写真など事業を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書により助成事業者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者が助成金を請求しようとするときは、助成金交付請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業者が助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書に助成金交付請求書及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この助成金は、概算払により交付することができる。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財務経理上支障がないと認めたときは、助成金交付決定額の50パーセント以内において助成金を交付する。

(助成金の取消し及び返還)

第13条 市長は、助成事業者が規則に定めるもののほか、次の各号のいずれか

に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取消し、又は既に交付している助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 助成金交付の決定又はこれに付した条件、その他本市の指示に違反したとき。

(2) 助成対象経費と同一の経費について、本市から他の助成を受けていると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(証拠書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該証拠書類を5年間保管しなければならない。

(様式)

第15条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。